【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（委任状の用紙及び参考書類の提出）

**第三十六条の三**　勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及び参考書類を交付したとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、直ちに、これらの書類の写し（これらの書類の作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。第四十三条の十一において同じ。）を金融庁長官に提出しなければならない。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】 （改正なし）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（委任状の用紙及び参考書類の提出）

**第三十六条の三**　勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及び参考書類を交付したとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、直ちに、これらの書類の写し（これらの書類の作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。第四十三条の十一において同じ。）を金融庁長官に提出しなければならない。

（改正前）

（委任状の用紙及び参考書類の提出）

**第三十六条の三**　勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及び参考書類を交付したとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、直ちに、これらの書類の写し（これらの書類の作成に代えて電磁的記録（法第二十八条の二第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。第四十三条の十一において同じ。）を金融庁長官に提出しなければならない。

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（委任状の用紙及び参考書類の提出）

**第三十六条の三**　勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及び参考書類を交付したとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、直ちに、これらの書類の写し（これらの書類の作成に代えて電磁的記録（法第二十八条の二第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。第四十三条の十一において同じ。）を金融庁長官に提出しなければならない。

（改正前）

（委任状の用紙及び参考書類の提出）

**第三十六条の三**　勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及び参考書類を交付したとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、直ちに、これらの書類の写し（これらの書類の作成に代えて電磁的記録（法第二十八条の二第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。第四十三条の七において同じ。）を金融庁長官に提出しなければならない。

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】

（改正後）

（委任状の用紙及び参考書類の提出）

**第三十六条の三**　勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及び参考書類を交付したとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、直ちに、これらの書類の写し（これらの書類の作成に代えて電磁的記録（法第二十八条の二第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。第四十三条の七において同じ。）を金融庁長官に提出しなければならない。

（改正前）

（新設）